



国土交通省

東北運輸局宮城運輸支局
プレスリリース

平成30年1月19日
国土交通省 東北運輸局 宮城運輸支局

刈田郡蔵王町の 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する 輸送施設の使用停止の処分書を交付しました。

平成28年11月29日に東北運輸局宮城運輸支局が一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は、下記のとおり行政処分書を交付しましたのでお知らせします。

記

- 行政処分書等の交付年月日
交付年月日：平成30年1月19日
- 行政処分等対象事業者及び営業所
事業者：有限会社 遠刈田バス観光 代表取締役 白川 淳
(法人番号4370102002779)
宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字東裏11番地1
営業所：宮営業所
宮城県刈田郡蔵王町宮字西原田36番地
- 行政処分等年月日
平成30年1月12日
- 行政処分等の概要
 - 事業用自動車の使用停止処分
平成30年1月19日から平成30年2月27日まで
(1両×40日間停止)
 - 文書警告
- 違反の概要
(裏面へ続く)

《問い合わせ先》

東北運輸局 宮城運輸支局 輸送・監査部門
担当：浅野、奥

TEL：022-235-2517 (音声ガイダンス3番)

5. 違反の概要

①事業用自動車の使用停止処分

1. 届出を行った旅客の運賃及び料金の収受を適切に行っていなかった。
(道路運送法第9条の2第1項)
 2. 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
- ・ 運送の申込者に対して運送引受書を適切に交付していなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)
 - ・ 乗務員台帳の作成を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)

②文書警告

1. 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
- ・ 点呼の記録を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
 - ・ 運転者に対する指導及び監督を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)